２．株式会社ホッコクは、関東財務局長に対し、

㈠　平成22年８月３日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年３月期有価証券報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月19日、443個の新株予約権証券を62,767,341円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

㈡　平成22年８月３日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成22年３月期有価証券報告書（上表番号欄３参照）を組込情報とする有価証券届出書（普通株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月19日、2,877,000株の株式を399,903,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、金商法第172条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　2,681万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年７月10日

課徴金納付命令日　　平成24年８月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　株式会社プリンシバル・コーポレーションに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年９月28日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社プリンシバル・コーポレーションは、関東財務局長に対し、貸倒引当金の過少計上等により、下表のとおり、金商法第172条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成23年6月27日	第66期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成23年３月期有価証券報告書）	平成22年４月１日～平成23年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が352百万円であるところを657百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額が395百万円であるところを700百万円と記載	
2	平成23年8月12日	第67期事業年度第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年６月第１四半期四半期報告書）	平成23年４月１日～平成23年６月30日の第１四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が273百万円であるところを584百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
3	平成23年11月14日	第67期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成23年９月第２四半期四半期報告書）	平成23年７月１日～平成23年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が122百万円であるところを408百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。

【課徴金額】　1,200万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年９月28日

課徴金納付命令日　　平成24年11月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　株式会社ストリームに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成24年10月16日

【勧告の対象となった違反事実】

株式会社ストリームは、関東財務局長に対し、仕入先との取引に係るリベートの過大計上による売上原価の過少計上等により、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年10月30日	第９期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成19年７月中間期半期報告書）	平成19年２月１日～平成19年７月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲８百万円であるところを192百万円と記載 連結中間純損益が▲85百万円であるところを114百万円と記載	売上原価の過少計上
2	平成20年４月30日	第９期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成20年１月期有価証券報告書）	平成19年２月１日～平成20年１月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が181百万円であるところを443百万円と記載 連結当期純損益が65百万円であるところを272百万円と記載	売上原価の過少計上等
3	平成20年10月31日	第10期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成20年７月中間期半期報告書）	平成20年２月１日～平成20年７月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が73百万円であるところを220百万円と記載 連結中間純損益が▲１百万円であるところを129百万円と記載	売上原価の過少計上等
4	平成21年４月30日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年１月期有価証券報告書）	平成20年２月１日～平成21年１月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が74百万円であるところを143百万円と記載	売上原価の過少計上

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。